

令和5年2月14日
自動車局保障制度参事官室

「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の最終とりまとめを公表します
～自動車事故被害者支援対策及び事故防止対策の安定的・継続的な実施に向けて～

国土交通省では令和3年8月から、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、自動車事故被害者支援等を安定的かつ継続的に実施するための方策について計13回の検討会を行い、最終とりまとめを行いました。

【最終とりまとめのポイント】

令和4年自賠法改正の背景・必要性

- リハビリ機会の充実等による被害者支援のさらなる充実
 - 先進的な安全技術の普及等による事故防止の一層の推進
- 必要不可欠

●被害者支援



療護施設の設置・運営



在宅療養中のリハビリ支援



介護料の支給・訪問支援

●事故防止



先進安全自動車の導入支援



自動車安全性能の評価

- 一方で、被害者支援や事故防止は法的に「当分の間の措置」の位置づけで積立金とその運用益のみが財源だが、運用益に頼ったスキームは昨今の金利情勢により破綻。財源はいずれ枯渇し、事業継続が困難となるおそれ

一般会計からの繰戻しを前提として、被害者支援と事故防止を持続的に実施できる仕組みへ転換するため、令和4年に自賠法を改正し、法的に恒久的な事業として位置付けるとともに、賦課金を拡充。

具体的な賦課金の考え方

- 自動車ユーザーの負担を勘案するとともに、積立金は臨時的な歳出に備えた必要額を確保しつつ、社会の大きな転換点となる2040年頃までの間引き続き取崩し。（1台当たり年間平均125円）。
- 車種を3グループに分け、各グループの賦課金額は以下のとおり。

タクシー、事業用バス・トラック	自家用車、軽自動車	バイク、原付
150円	125円	100円

今後も継続して検討すべき課題

- ① 被害者保護増進等事業の効果検証
- ② 一般会計からの繰戻し
- ③ ユーザー理解促進

※「最終とりまとめ」本文等の掲載場所：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000088.html

【連絡先】自動車局保障制度参事官室 齊藤（内線 41402）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8577